

京都市生涯学習総合センター使用料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第138号

京都市生涯学習総合センター使用料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

京都市生涯学習総合センター使用料の徴収等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1視聴覚センターのホールの項中「4,520」を「4,600」に、「1,230」を「1,250」に、「2,460」を「2,510」に改め、

「

3	5	ミリ	映写機	1	台	3,700	を削り、「6,170」
---	---	----	-----	---	---	-------	-------------

」

を「6,280」に改め、同表テレビ館内放送装置（分館を除く。）の項中「16,970」を「17,280」に改め、同表スライド映写機の項を削り、同表ディスプレイの項中「2,460」を「2,510」に改め、同表マルチメディアプロジェクターの項中「3,700」を「3,770」に改め、同表マイクロホンの項中「1,230」を「1,250」に改める。

「

別表第2備考以外の部分中

4,110 <sup>円</sup>	4,830 <sup>円</sup>	5,450 <sup>円</sup>
8,220	9,660	11,000
4,830	5,450	6,270
4,110	4,830	5,450
4,110	4,830	5,450
5,550	6,480	7,300
5,040	5,860	6,680

」

「

4,190 <sup>円</sup>	4,920 <sup>円</sup>	5,550 <sup>円</sup>
8,380	9,840	11,210

	4, 920	5, 550	6, 390	
を	4, 190	4, 920	5, 550	に改める。
	4, 190	4, 920	5, 550	
	5, 660	6, 600	7, 430	
	5, 130	5, 970	6, 810	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 この規則の公布の日

(2) 別表第1の改正規定（35ミリ映写機及びスライド映写機に関する部分に限る。）

平成31年4月1日

(準備行為)

2 この規則による改正後の京都市生涯学習総合センター使用料の徴収等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定による付属設備の使用料及び京都市生涯学習総合センター条例別表第1備考2に規定する別に定める使用料の徴収その他これらを徴収するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(教育委員会事務局生涯学習部)